

JOYO BANK NEWS LETTER

平成 30 年 1 月 24 日

株式会社 常陽銀行

常陽銀行と茨城労働局との包括連携協定の締結について

常陽銀行（頭取 寺門 一義）は、このたび、茨城労働局とより緊密に連携して茨城県内の労使双方の働き方改革を推進するため、「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結し、相互の理解を強化することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は、地域の人材確保や人材育成をはじめ、長時間労働の是正、女性・若者・障がい者・高齢者の活躍推進、労働生産性向上など、働き方改革の諸問題に取り組んでいる茨城労働局と連携・協力し、中小企業等の働き方改革への取り組みを推進する施策を行っていきます。

当行は、今後とも、地域の企業の課題解決、競争力強化に向けた取り組みを進め、地域経済の成長と活性化に貢献してまいります。

記

1. 協定締結日

平成 30 年 1 月 24 日(水)

2. 連携事項

- ①労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進など「働き方改革」に関すること
- ②労働生産性の向上に関すること
- ③助成金を含めた茨城労働局の施策の PR に関すること
- ④その他「働き方改革」の目的に関すること

※詳細は別添を参照願います。

以上



常陽銀行



常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151(代表) www.joyobank.co.jp

常陽銀行と茨城労働局間の 「働き方改革にかかる包括連携」に関する協定（イメージ）

- ・労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進など「働き方改革」に関すること
- ・労働生産性の向上に関すること
- ・助成金を含めた茨城労働局の施策のP Rに関すること
- ・その他「働き方改革」の目的に関すること

